

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（中目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	火共第 1 号共 同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 宇城市三角町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	火共第 1 号及 び同第 6 号共 同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 宇城市三角町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	火共第 1 号共 同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 八代市鏡町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	火共第 2 号共 同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記1のとおり	別記1のとおり	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記3のとおり	別記3のとおり	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	18 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記4のとおり	別記4のとおり	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記5のとおり	2月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記6のと おり	2月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市栖本町湯船原に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 7 のと おり	別記 7 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 8 のと おり	別記 8 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市姫戸町姫浦に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 9 のと おり	2 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 天草市御所浦町御所浦に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 9 のと おり	2 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	25 隻	1 天草市御所浦町御所浦に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 10 のと おり	別記 10 のと おり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市御所浦町御所浦に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	天共第 1 号 共同漁業権 漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 上天草市大矢野町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 11 のと おり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 上天草市大矢野町維和に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 12 のと おり	別記 12 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 上天草市大矢野町維和に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船 の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）10 月 7 日から令和 8 年（2026 年）11 月 9 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）12 月 1 日から令和 11 年（2029 年）11 月 30 日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、5 センチメートル以上 9 センチメートル未満でなければならない。

エ 網丈は、7 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
火共第 2 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下記の左欄の期間中右欄の区域及び火共第 2 号共同漁業権漁場内以外の共同漁業権漁場内を除く。	2 月 1 日から 11 月 30 日まで

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻

別記 2 操業区域（八代市日奈久町地先）

- 甲 八代市水島町と八代市日奈久新開町との境界
- 乙 八代市日奈久馬越町と八代市二見洲口町との境界
- 丙 八代市日奈久新開町流藻川・川口南堤防角
- イ 甲から八代船瀬頂点を見通した線上 9 0 9 メートルのところ
- ロ 甲から上天草市樋島釈師岳山頂を見通した線とイから葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線とが交わるところ
- ハ 乙から真方位 3 0 1 度 4 0 分 2 , 7 2 7 メートルのところ
- ニ 流藻川・川口北堤防角
- 甲、イ、ロ、ハ、乙及び丙、ニを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

別記 3

操 業 区 域	漁 業 時 期
次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先） 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界 イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、2,727 メートルのところ ロ 芦北町沖合柴島北西端 ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端	1 月 1 日から 12 月 31 まで
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下記の左欄の期間中右欄の区域及び火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先以外の共同漁業権漁場内を除く。	2 月 1 日から 11 月 30 日まで

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻

別記 4

操 業 区 域	漁 業 時 期
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下記の左欄の期間中右欄の区域及び共同漁業権漁場内を除く。	2 月 1 日から 11 月 30 日まで

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻

別記 5

操 業 区 域
上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし下記の左欄の期間中右欄の区域及び火共第 4， 7 号共同漁業権漁場内以外の共同漁業権漁場内を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻

別記 6

操業区域 （栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 7

不知火海 上天草市松島町と上天草市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。 ただし、左欄の期間中右欄の区域及び天共第 12 号樋島地先以外の共同漁業権漁場内を除く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 月 1 日から 7 月 31 日まで</td><td> 次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻 </td></tr> </tbody> </table>	期 間	区 域	5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻	2 月 1 日から 10 月 31 日まで
期 間	区 域				
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻				
樋島地先 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界） 基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端） 基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端） ア 基点 2 と天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ イ 基点 3 と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで				

	ルのところ	
エ	基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ	
オ	龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ	
カ	基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ	
キ	姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ	
ク	龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ	
ケ	龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ	
コ	龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ	
サ	龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ	
シ	龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点	

別記 8

操業区域（不知火海及び姫戸地先）

操業区域	操業期間				
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。 ただし、左欄の期間中右欄の区域及び天共第 12 号姫戸地先以外の共同漁業権漁場内を除く。 <table border="1" data-bbox="448 481 1753 986"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 481 714 523">期 間</th><th data-bbox="714 481 1753 523">区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 523 714 986">5 月 1 日から 7 月 31 日まで</td><td data-bbox="714 523 1753 986"> 次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻 </td></tr> </tbody> </table>	期 間	区 域	5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻	2 月 1 日 から 10 月 31 日 まで
期 間	区 域				
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻				
姫戸地先 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町と同市姫戸町との海岸線における境界） 基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（上天草市姫戸町舟揚島東端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（上天草市姫戸町と同市松島町との海岸線における境界） ア 基点 1 と上天草市姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ イ 上天草市龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで				

別記 9

不知火海

上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下表左欄の期間中右欄の区域及び共同漁業権漁場内を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 3 1 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻

別記 10
不知火海

操業区域		操業期間				
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。 ただし、左欄の期間中右欄の区域及び天共第 13 号御所浦地先以外の共同漁業権漁場内を除く。 <table><tr><th>期 間</th><th>区 域</th></tr><tr><td>5 月 1 日から 7 月 31 日まで</td><td>次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端(タク鼻) イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠(標高 442 メートル)から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻</td></tr></table>		期 間	区 域	5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端(タク鼻) イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠(標高 442 メートル)から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻	2 月 1 日 から 10 月 31 日 まで
期 間	区 域					
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端(タク鼻) イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠(標高 442 メートル)から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻					
御所浦地先 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第 265 号(天草市御所浦町田の尻川河口中央) 基点2 熊本県漁場基点天第 410 号(天草市御所浦町大浦ウサギ鼻突端) 基点3 熊本県漁場基点天第 263 号(天草市御所浦町ノサバ崎南西端) 基点4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号(上天草市龍ヶ岳町ダテク島南端) 基点5 熊本県漁場基点天第 222 号(天草市御所浦町困窮島北端) 基点6 熊本県漁場基点天第 230 号(天草市御所浦町猿子島北西端) 基点7 熊本県漁場基点天第 229 号(上天草市龍ヶ岳町横島南端) 基点8 熊本県漁場基点天第 231 号(天草市御所浦町横浦島北端) 基点9 熊本県漁場基点天第 228 号(上天草市龍ヶ岳町横島北端) 基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号(上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端) 基点 11 天草市御所浦町大岩 ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ 16 度 58 分 1,600 メートルのところ イ 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ 201 度 15 分 2,565 メートルのところ		1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで				

ウ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ 296 度 1,100 メートルのところ エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ 339 度 23 分 1,100 メートルのところ オ 鹿児島県出水郡東町ダグイ崎の突端から 116 度 3,350 メートルのところ カ 天草市御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ キ 天草市御所浦町黒島南西端から天草市新和町惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ ク 天草市御所浦町牧島マネキ崎から天草市新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ ケ 基点4から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から 1,100 メートルのところ コ 基点4から天草市御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から 220 メートルのところ サ 基点4と大通越を見通した線から基点4を基点として右へ 296 度3分 310 メートルのところ シ 基点5から上天草市龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点5から 270 メートルのところ ス 基点5から天草市御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点5から 180 メートルのところ セ 基点6と上天草市龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度 23 分 450 メートルのところ ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から 900 メートルのところ タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ 354 度 30 分 360 メートルのところ チ 基点 10 と基点8を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分 270 メートルのところ ツ 基点 10 と天草市御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分 1,435 メートルのところ テ 基点 11 から真方位 0 度(真北)、460 メートルのところ	
--	--

別記 11

操業区域 (大矢野町維和地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号 (宇城市三角町 (以下、「三角町」という。) 戸馳大崎の鼻)

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号 (上天草市大矢野町 (以下、「大矢野町」という。) 大潟塔ノ崎東端)

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号 (大矢野町上大戸ノ鼻南端)

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号 (三角町戸馳島灯台)

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町 (以下、「松島町」という) 船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 12

操業区域		操業期間
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下表左欄の期間中右欄の区域及び共同漁業権漁場内を除く。		2月1日から 11月30日まで
期 間	区 域	
5月1日 から 7月31日 まで	次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻） イ 八代市大築島西端から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町烏ヶ峠（標高 442 メートル）から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点 ウ 烏ヶ峠山頂 エ 天草市御所浦町元ノ尻 オ 天草市下浦町戸の崎 カ 上天草市龍ヶ岳町和田の鼻 キ 上天草市龍ヶ岳町山下鼻	

天共第 1 号共同漁業権漁場内（維和地先） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻） 基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）大潟塔ノ崎東端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端） 基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台） ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点 カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
--	----------------------------------